

令和9年度

県の施策・制度・予算に関する要望

令和8年8月18日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員名簿

令和8年6月10日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	平塚市長	落合 克宏	総務部会長 全国市長会都道府県市長会会長（社文）
副会長	3	茅ヶ崎市長	佐藤 光	全国市長会評議員（行政）
		南足柄市長	加藤 修平	全国市長会評議員（経済）
		厚木市長	山口 貴裕	全国市長会評議員（経済）
顧問	一	横浜市長	山中 竹春	
		川崎市長	福田 紀彦	全国市長会相談役（行政）
		相模原市長	本村 賢太郎	全国市長会相談役（社文） 全国市長会関東支部顧問
		海老名市長	内野 優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
相談役	一	鎌倉市長	松尾 崇	
常任理事	若干名	海老名市長	内野 優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		藤沢市長	鈴木 恒夫	全国市長会理事（経済）
		小田原市長	加藤 憲一	全国市長会関東支部理事
		横須賀市長	上地 克明	全国基地協議会会長・ 全国市長会理事（財政）
		座間市長	佐藤 弥斗	全国市長会評議員（社文）
理事	若干名	大和市長	古谷田 力	社会文教部会長
		綾瀬市長	橘川 佳彦	経済部会長
		伊勢原市長	萩原 鉄也	行財政部会長
		三浦市長	出口 嘉一	こども・子育て部会長
監事	2	秦野市長	高橋 昌和	
		逗子市長	桐ヶ谷 覚	厚生労働部会長
常務理事	1	事務局長	竹村 洋治郎	

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

（ ）内は、全国市長会所属委員会

要望にあたって

県内都市自治体の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、物価高騰は依然として市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇など、今後の動向も懸念されています。また、少子高齢化による人手不足なども相まって、地域を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。こうした状況においても、住民に最も身近な都市自治体は、住民の暮らしに直結する課題に迅速かつ着実に取り組んでいかなければなりません。

本要望は、こうした課題の解決や、各市の施策の推進を図るため、令和9年度の県の施策や制度の設計、予算編成等へ反映いただくことを目的に各市の要望をまとめたものです。

各市では、特色を生かした個性あるまちづくりを進めながら、広範な行政サービスの安定的な提供に努めていますが、都市自治体の力だけでは解決できない課題も多く、県や国の制度改正や多様な支援が必要です。

県政と市政の更なる発展を実現するため、県内都市自治体の実情にご理解を賜り、一層のご支援をいただくようお願い申し上げます。

令和8年8月18日

神奈川県市長会

会 長 落 合 克 宏

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化……………	1
	・地震防災対策の支援体制の拡充	
2	都市税財源の充実強化……………	2
	・都市税財源の充実確保	
	・国庫補助負担金等の充実	
	・地方交付税の確保	
3	社会福祉施策の充実……………	4
	・国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃	
	・重度障害者医療費助成制度の充実	
4	地域保健医療対策の充実……………	5
	・産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持	
	・医療従事者の養成・確保に対する支援	
	・小児医療費助成制度の創設	
	・小児医療費助成制度の充実	
5	保育施策の充実……………	7
	・保育士等の確保及び処遇改善	
6	教育行政の充実……………	8
	・教員数配置の充実強化	
	・特別支援教育の教職員配置等の充実強化	
	・不登校等の学校不適応対策	
	・学校給食の充実強化	
	・学習環境の充実	
	・次世代校務 DX 環境の整備	

7	都市環境行政の推進	11
	・ 廃棄物処理対策	
	・ 脱炭素社会の実現に向けた取組	
	・ 水源環境の保全・再生	
8	都市基盤の整備	13
	・ 道路の整備	
	・ 河川・海岸の整備	
	・ 急傾斜地崩壊対策の推進	
	・ インフラ整備に係る国庫補助の確保	
	・ バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援	
	・ 農業及び畜産経営に対する財政支援	
9	社会経済の動向に対応した支援	15
	・ 税財政支援の拡充等	
	・ 地域経済支援策の拡充	

要望事項

【1 安全・安心】

- 1 地域防犯カメラ設置事業における支援 16
- 2 自治会・町内会活動の広報 16
- 3 差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組 16

【2 地方行財政】

- 1 社会保障・税番号制度の運用に係る支援 17
- 2 地方消費者行政の充実強化 17
- 3 行政のデジタル化への支援 17
- 4 償還年限に係る地方債同意基準の改正 18
- 5 地方分権改革の推進 18
- 6 地方税収確保のための収納事務コスト増大に伴う地方税法第 47 条
の「徴収取扱費」の見直し 18
- 7 公契約に関する法律の整備についての国への働きかけ 18

【3 子育て・福祉】

- 1 子育て環境・児童福祉施策の充実 19
- 2 介護保険制度の充実 20
- 3 障害者福祉施策の充実 21
- 4 地方単独医療費助成の都道府県を跨いだ現物給付化に向けた、県主
導での関係機関との調整 22
- 5 生活困窮者対策の充実 22
- 6 福祉施策等に係る人材不足解消に向けた地域区分の見直し 22
- 7 「パートナーシップ制度」の県域利用化 22
- 8 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援 22
- 9 難聴高齢者に対する把握基準や支援基準の創設 23
- 10 民生委員・児童委員活動に対する財政支援等 23

【4 保健・医療】

- 1 公立病院の広域的医療機能や医師確保に係る支援 24
- 2 定期予防接種の充実 24
- 3 新型コロナワクチンによる健康被害に係る救済措置の認定手続きの
迅速化及び認定状況の周知の徹底 24

4	国民健康保険制度の財政基盤の強化	24
5	医療保険制度の抜本的改革	25
6	妊婦健康診査の公費負担について	25
7	不妊及び不育症治療助成制度の充実	25
8	経済・物価の動向等に即した病院への財政支援	25
9	医療未収金に係る補助制度の拡充	25
10	地域医療構想区域の変更と病床数偏在の是正	26

【5 教育・文化】

1	学校教育の充実強化	27
2	文化財の保護	27
3	スポーツ施策への支援	28

【6 環境・エネルギー】

1	廃棄物処理対策	29
2	鳥獣被害対策の推進	29

【7 基地対策】

1	基地問題に対する取組の強化	30
---	---------------	----

【8 まちづくり・産業・労働】

1	水道事業体の広域化の支援	31
2	水道施設の耐震化加速への支援	31
3	浸水対策整備事業の支援	31
4	土砂災害特別警戒区域の対策	31
5	公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大	32
6	広域的な緑地保全の推進	32
7	横断歩道等の路面標示の補修	32
8	生活交通の確保に向けた支援	32
9	農地中間管理事業の推進	33
10	商店街街路灯の維持管理及び撤去事業における支援	33
11	シルバー人材センターの安定運営への支援	33
12	火葬場整備事業費補助制度の創設	33

地域要望事項

【1 まちづくり・産業】

1	都市環境整備の推進	34
2	国道等の早期事業化、整備	34
3	県道等の早期事業化、整備	34
4	橋梁の整備	37
5	交通円滑化と利便性向上	37
6	ロードプライシングの推進	37
7	河川の整備	37
8	海岸等の保全	37
9	漁港等の整備	38
10	鉄道施設の整備促進	38

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 地震防災対策の充実強化

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、28 市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13 市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

令和 7 年に神奈川県がとりまとめた地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金の対象は第 1 次緊急輸送道路に接する建築物に対して補助するものであるが、令和 8 年 3 月に神奈川県は耐震改修促進計画の改定を行い、より高度な耐震化の目標と施策等を定めたことから、第 2 次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路についても補助対象とするよう、制度の拡充を図るとともに、具体的な進捗等の見込みや今後の対応策等を示すこと。
- (2) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の令和 12 年度までとされている時限措置を見直し、恒久化するよう、国に働きかけること。

2 都市税財源の充実強化

地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地方分権・地域主権改革の推進が求められています。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲とともに、地方税財源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方の見直しが必要です。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

- (1) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を拡充するよう国に働きかけること。
- (2) 「水銀に関する水俣条約締約国会議」の決定を受け、令和9年末までに一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が終了することとなった。これにより、公共施設におけるLED照明への切り替えは、自治体にとって避けられない課題となっているが、その導入費用は多くの自治体にとって大きな負担となっている。現状では、国による財政措置は、自治体がLED化工事費のために地方債を借り入れた後、その元利償還金に対して地方交付税算入を行う形に限られており、市町村間で費用負担に格差が生じるため、地方交付税の算入ではなく、補助金による十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。新規

2 国庫補助負担金等の充実

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国へ働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るとともに、特に全国一律の対応を求める補助事業の創設にあっては、十分な準備期間を確保し、自治体の状況に合わせた活用ができる制度設計とするよう国へ働きかけること。

3 地方交付税の確保

- (1) 公立病院の施設整備に係る地方交付税措置の単価は、過去から実建築単価との差が生じており、定期的な見直しが必要である。なお、昨今の金利上昇により、起債償還額のうち利息分が増加し、一般会計から病院事業会計への繰出金も増加している。今後も労務費や資材費の上昇に加え、金利上昇による起債償還額の増加が見込まれることや、過去から生じている実建築単

価との差を解消するため、上限が設定された平成 21 年度以降の単価上限を見直し、実繰出額の 2 分の 1 を措置するよう国に働きかけること。新規

- (2) 公立病院の運営に係る地方交付税措置について、公立病院のうち、救命救急センター、周産期母子医療センター、がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、災害拠点病院等に指定される地域の中核的医療を行う基幹病院は、一般の公立病院よりも不採算かつ高度医療を提供することから、医師等医療職の確保人数や、医療機器及び医療材料等をより充実させるため、必然的に費用が高くなる。これら費用は、収入の根幹である保険診療報酬だけでは賄えていない中、昨今の賃上げや物価高騰により費用が増加し、病院経営悪化の主要因となっている。このため、実勢と大きく乖離のある普通交付税の病床割、救急告示病院分の算定額のほか、特別交付税の周産期医療病床、小児医療病床、小児救急医療提供病院、救命救急センターの単価を、実勢額となるよう毎年度見直すとともに、基幹病院にあつては一般の公立病院より重点的に交付税措置内容を見直すよう国に働きかけること。新規

3 社会福祉施策の充実

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、こども医療費助成事業においては国庫負担金の減額措置が廃止されたが、他の医療費助成事業も、全面的に国庫負担金の減額措置を撤廃するよう国に働きかけること。

2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を重度障がい者以外の身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳1級の入院及び2級所持者まで拡大すること。
- (2) 重度の身体・知的・精神障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。
- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

4 地域保健医療対策の充実

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療費助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

- (1) 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。また、神奈川県内で大きく不足している看護職員について、潜在看護師の復職支援や処遇改善等による人材確保について効果的な対策を講じること。 一部新規
- (2) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を拡充するため、既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・拡充を図ること。特に、二次医療圏における救急医療体制を維持するため、救命救急センター、二次救急医療体制に必要な財政支援を講じること。

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

- (1) 地域における医師不足と医師の地域・診療科の偏在是正に向けて、県地域医療医師修学資金貸付制度により育成した地域枠医師や自治医科大学卒業医師の活用をはじめとした効果的な対策を早期に実行すること。特に、地域枠医師については、医師偏在指標が下位にある圏域等からの意見を尊重し、従事する医療機関の指定をすること。
- (2) 地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、地域医療介護総合確保基金を更に活用できる制度とする等、地域医療体制の維持に向けた十分な財源措置を講じること。
- (3) 県内の交通不便地域等については、専門家と連携してデータ分析を行うなどにより、医療確保状況の更なる把握に努め、国による「無医地区等調査」の実施に際しては、県が県内自治体に対して調査の目的や調査方法、無医地区等に該当した場合の支援策等を丁寧に説明したうえ

で報告を求めること。

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう、また制度の拡充をめぐり自治体間競争が起きぬよう、国の統一した制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

4 小児医療費助成制度の充実

- (1) 小児医療費助成事業について、県が検討中の間も基礎自治体の財政負担が非常に大きいことから、国の制度創設が実現するまでの間、県補助金の補助率を引き上げること。また、県としての現在までの検討状況の進捗を具体的に示すこと。 一部新規
- (2) 対象者の所得制限と一部負担金を撤廃するとともに、補助対象を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大すること。
- (3) 小学校卒業までとなっている神奈川県の小児医療費助成事業補助金の入院外（通院等）医療費の助成対象年齢を、県内の実態に合わせ、引き上げること。
- (4) 県補助金の事務処理に関してレセプトの種類により手数料が異なり、対象者の抽出に関する事務が煩雑であることから事務負担の軽減を図ること。また、県としての現在までの検討状況の進捗を具体的に示すこと。 一部新規

5 保育施策の充実

少子・高齢社会が進行し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっています。こうした中、国においては、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て環境の改善を図った一方で、保育需要の増大が依然として見込まれるところです。

他方、各自治体においては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねているところですが、厳しい財政状況の中、様々な課題に直面しています。

については、子育て環境の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 保育士等の確保及び処遇改善

- (1) 保育士及び幼稚園（認定こども園含む）教諭不足を解消するために、保育士等の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士等数の増加を図るよう国に働きかけること。
- (2) 県内自治体間で格差を生じさせないように、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

6 教育行政の充実

少子高齢化とデジタル社会の進展、グローバル化しつつも不透明さを増す国際情勢など、今の子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」、「自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力」、「社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力」の育成を掲げています。様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための教職員配置等の充実強化、不登校等の学校不適応への対策、Society5.0 時代を生きる子どもたちの可能性を引き出す I C T 環境の確保などが必要です。

については、学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化、少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法) が改正されたが、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても支援や補助制度の設計等の検討に取り組むこと。とりわけ小学校において、担任以外の主任や副担任が配置できるよう級外定数の配置枠拡大をすること。 **一部新規**
- (2) 指導方法改善の推進のための加配人数について、小学校においては 35 人学級化に伴い削減されたため従前の水準に戻し、中学校においては、35 人学級化を進める令和 9 年度及び令和 10 年度においても、削減を行わないこと。 **新規**
- (3) 児童・生徒一人ひとりに合ったきめ細やかな学習指導や相談に対応するため、専任教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当教員等の学級担任外の教職員の加配措置について国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、県において加配措置や特別支援教育非常勤講師の増員、教育支援センターにおける校種ごとの教員の配置、通級指導教室の児童数に応じた上限を設けない県費指導教員の配置などの必要な措置を講じること。また、配置時間が大幅に減少した学校生活支援員について、配置時間の拡充を図ること。 **一部新規**
- (4) 教員定数に対する欠員数が生じている中、休業・休職取得者等に対する代替教員の未配置が生じるなど、教員のなり手不足が深刻化している。近い将来、公教育の維持自体が困難となることも懸念されることから、安定的に学校運営を行うことができるよう、県の責任において教員のな

り手不足の解消、人材確保のための実効性のある具体的な措置を講じること。また、小学校教科担任制に係る専科指導教員の加配増について国に働きかけること。

- (5) フルインクルーシブ教育を推進するため、特別支援学級における教職員の配当基準を、現行の児童生徒の在籍数ではなく、「通常学級において支援が必要な児童生徒数」とすること。また、フルインクルーシブ教育推進のための加配定数を措置すること。

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

特別支援教育の推進を図るため、介助員、非常勤講師など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援に係る財政措置を講じること。

3 不登校等の学校不適応対策

- (1) 児童・生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの中学校への配置を拡充するとともに、小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むこと。その際、年間 40 回、280 時間（重点配置の場合は年間 80 回、560 時間）の勤務時間を確保すること。
- (2) 不登校や問題行動等のある児童生徒のうち、貧困やヤングケアラーなど、家庭の環境に要因があると思われるケースへの対応のため、県費によるスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ること。
- (3) 不登校児童・生徒が増加する中、校外教育支援センター（教育支援教室）通室生へのきめ細かな指導の充実を図るため、校外教育支援センター専任教員の加配定数を拡充するほか、カウンセリングや心理的見地からの見立ての充実を図るため、臨床心理士を加配すること。また、指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置できるよう財政措置を講じること。
- (4) 様々な困難を抱える児童・生徒等に対する支援のため、「校内教育支援センター」を担当する教員を定数として配置されるよう、教員定数の拡充を図ること。また、校内教育支援センター支援員の配置事業に係る国・県補助金について、要望額を下回っているため、市町村が必要とする総額予算を確保するとともに、補助対象期間の撤廃を国に働きかけること。また、県においても、市町村が必要とする総額予算を確保すること。**新規**
- (5) 不登校児童生徒の学びの場を保障するため、フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金について、補助率の引き上げ及び補助対象者の拡充を図るとともに、補助対象となるフリースクール等の基準（活動実績、設備、指導体制等）をガイドラインとして明示し、所得制限の考え方を含め、市町村間で格差が生じないよう統一的な判断指針を示すこと。**新規**

4 学校給食の充実強化

- (1) 「学校給食費の抜本的な負担軽減」が開始された小学校給食費について、保護者負担額及び自治体負担額に地域間格差が生じることのないよう、各自治体が定める給食費の全額が恒常的に支援される制度へ見直すよう国に働きかけること。**新規**
- (2) 中学校給食費についても、国の制度として完全無償化を早期に実現するよう国に働きかける

とともに、実現するまでの間、県における補助制度を創設すること。新規

(3) 提供方式等に関わらず全ての調理場に県費栄養職員を配置できるよう、標準法における基準の見直しについて国に働きかけること。

(4) 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国へ働きかけること。

5 学習環境の充実

小中学校における I C Tを活用した教育を円滑に推進するため、1人1台端末や大型提示装置等の I C T機器やネットワーク環境の整備後の必要経費及び学校に派遣する I C T支援員の人材確保と必要な経費について、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。一部新規

6 次世代校務 DX 環境の整備

教職員と保護者の負担軽減と継続的で安全な児童生徒のデータ利活用を図るため、県域で次世代校務システムの共同調達・共同利用及び帳票統一に向けた取組を進めること。新規

7 都市環境行政の推進

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、脱炭素社会の実現や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や長寿命化に加え、廃棄物処理の広域化・施設の集約化を含む、持続可能な処理体制の構築が必要です。

さらに、2050年カーボンニュートラル実現のためには、再エネ設備等の導入促進や制度の構築のほか、森林の持つ公益的機能の強化、将来にわたる森林再生、水源環境の保全・再生に向けた取組の継続が必要です。

ついては、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

- (1) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、解体する施設との関連性・連続性がない場合も含めたごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。
- (2) 長期広域化・集約化計画の策定に当たっては、データ利活用に基づく客観的な広域ブロック案を作成したうえで市町村間調整を行うなど、丁寧な協議を行うとともに、県が主体となり、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めること。新規
- (3) 「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」(令和2年3月環境省発出)に基づき、県主導による広域化に係る枠組みの構築及び生産事業者支援の推進を図るとともに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品廃棄物のリサイクルが促進される仕組みづくりをするよう国に働きかけること。
- (4) 感染の恐れのある在宅医療廃棄物については、安全性及び適正処理の確保の観点、さらには、在宅医療行為が医師の処方に基づき実施されるという診療の延長上にあること等を鑑み、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築するよう国に働きかけること。

2 脱炭素社会の実現に向けた取組

- (1) 国の「地域脱炭素ロードマップ」で示されている自治体の建築物や土地に太陽光発電設備を導入することに対する支援に加え、既存施設における高効率照明や高効率空調等の省エネ設備導入に対しても、県として財政的支援を行うこと。
- (2) 2030年度の家庭部門の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、省エネ設備導入に係る補助拡充を図るとともに、新築建物への再エネ設備の設置義務化等について、広域化を念頭に

早期実現に向け検討を進めること。また、大量廃棄を迎える使用済の住宅用太陽光パネルの回収・リサイクルルートの確立や、アップサイクルに向けた補助制度等について、あわせて検討を進めること。

3 水源環境の保全・再生

- (1) これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として確実に引き継いでいけるよう、令和9年度から開始される「かながわ水源環境保全・再生基本計画」及び「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）」に基づき、長期的な視点に基づく施策を推進するとともに、引き続き市町村と協議・連携して取り組み、両計画が多くの市町村で活用され、効果的なものとなるよう運用すること。新規
- (2) 県民の水源であるダム集水域や水道水源となる河川の環境への負担軽減を図るため、次期「かながわ水源環境保全・再生基本計画」に基づき、水源環境の保全・再生を継続するための補助を行うとともに、水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）に係る補助を更に拡充すること。新規

8 都市基盤の整備

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、快適で活力あふれる持続可能な地域社会の実現のため、次の事項について要望します。

1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びE T Cの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。【横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬】

2 河川・海岸の整備

- (1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持に取り組むこと。【相模原、平塚、藤沢、茅ヶ崎、綾瀬】
- (2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取り組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。【逗子】
- (3) 磯焼けにより水揚げが減少するなど、漁業者は苦しい状況に置かれている中、県が主体となり、大規模な藻場の造成事業の実施や、地域で率先して取り組むウニ駆除や藻場の再生の取組への支援制度を構築するなど、磯焼け対策の抜本的な解決に向けて取り組むこと。【逗子、横須賀、藤沢、茅ヶ崎、三浦】

3 急傾斜地崩壊対策の推進

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準の要件を緩和するよう国に働きかけること。【鎌倉、三浦、小田原】
- (2) 急傾斜地崩壊防止工事の要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られないことから、工事施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾について、一定の条件を緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合においても、同様に採択すること。【逗子、藤沢】

- (3) 急傾斜地崩壊対策事業では、区域指定や工事に土地所有者全員の要望が必要だが、解散した法人の所有地や相続未登記の土地など所有者が不明又は意向確認が困難な土地が存在していることから、所有者不明土地対策と急傾斜地崩壊対策を連携させ、要望手続きの緩和や運用を明確化するガイドラインを作成すること。**新規**【厚木】

4 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。【平塚、伊勢原、横須賀、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、大和、綾瀬】

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に適合したノンステップバスの普及促進に向け、国の法改正による導入目標の上方修正を踏まえ、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。【伊勢原、相模原、茅ヶ崎】

6 農業及び畜産経営に対する財政支援

農畜産物の価格転嫁や生産費高騰分の出荷価格への転嫁が進んでいない状況を踏まえ、農畜産物の合理的な価格形成に向けた取組の効果が現れるまで計画的・継続的な財政支援を実施するほか、牧草等の飼料の価格安定制度を創出するなど、農家及び畜産農家の経営安定化を図るため、国に計画的かつ財政的な支援及び制度の見直しについて働きかけを実施するとともに、県においても独自の支援策を実施すること。【相模原、藤沢、平塚、秦野、伊勢原、綾瀬】

9 社会経済の動向に対応した支援

エネルギーや原材料、生活物資の価格の高止まりや円安の長期化は、家計や企業等の社会生活の様々な分野に極めて甚大な影響をもたらしています。

については、地域経済の回復に向けた支援を一層強化していくために、次の事項について要望します。

1 税財政支援の拡充等

- (1) G I G Aスクールの推進やシステムの標準化など、国が推し進める政策に係るランニング経費や光熱費などの物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加、さらには資材価格の高騰による公共事業費の増加に対し、地方の財政運営に支障が生じないように適切な地方財政措置や交付金制度による十分な支援を行うとともに、人事院勧告等による職員給与費の上昇に伴う人件費の増加についても、職員の適切な処遇を維持するための支援策を講じるよう国へ働きかけること。
- (2) 物価高騰対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分については、地方自治体が地域の実情に応じ、迅速かつ柔軟に対策を講じるため、財政力指数等で格差が生じることのないよう財政支援するとともに、国の政策として推進する事業については、全額国費で賄うための予算額を確保するよう国へ働きかけること。

2 地域経済支援策の拡充

- (1) 長引く物価高騰や人手不足等に加えて、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇や石油由来製品の供給不足など、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増している。中小企業・小規模事業者の事業継続及び経営安定を図るため、現在国が実施している資金繰り支援制度の継続や内容の充実をはじめ、石油由来製品の安定供給を確保するための価格の抑制や流通段階における目詰まりの解消に向けた取組の推進を国に働きかけること。新規
- (2) 中小企業の事業と雇用を維持するため、現在県が実施している資金繰り支援制度の継続や内容の充実を図るとともに、更なる物価・エネルギー高騰対策や賃上げ対策、事業転換や新分野進出、生産性向上等に対して、より充実した事業者支援を行うこと。
- (3) 事業所が集中する都心から企業の移転が進むよう、地方拠点強化税制において移転先の対象外地域とされている神奈川県を対象地域へと見直すことについて、国へ働きかけること。新規

要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【1 安全・安心】

1 地域防犯カメラ設置事業における支援

市町村地域安全・安心まちづくり推進事業費補助金の地域防犯カメラ設置補助事業について、令和9年度以降も同様の内容で継続的に実施すること。

2 自治会・町内会活動の広報

自治会・町内会の加入率が全国的に減少の一途をたどっているため、災害発生時の共助の取組や防犯活動など自治会の必要性について積極的な広報を行うこと。

3 差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組

共生社会の実現に向け、外国にルーツがある人など特定の属性を有する者に対する差別的言動が解消されるよう、ヘイトスピーチの定義の明確化及び違反者に対する罰則規定などを含む実効性のある法整備やガイドラインの策定による具体的施策を行うよう国に働きかけること。新規

【2 地方行財政】

1 社会保障・税番号制度の運用に係る支援

- (1) 社会保障・税番号制度システム（中間サーバ、マイナポータル、住民基本台帳ネットワークシステムサーバ、住基システム、戸籍システム等）の利用、運用及び法改正に伴うシステム改修に係る経費、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した各種サービスの実施に係る経費、マイナンバーカードの交付及び再交付並びにマイナンバーカードの普及及び普及体制の維持に係る経費等の、社会保障・税番号制度の運用に係る経費については、国が所要経費の財源を全て確保するよう、国に働きかけること。
- (2) 「医療費助成のオンライン資格確認」については、PMHシステムの管理・運用等の業務を実施するための費用について、令和9年度から自治体負担とされている。地方自治体の財政負担の軽減を図るため、全自治体が参加する又は住民周知が図られるまで等、一定期間は国が費用負担するよう国に働きかけること。新規
- (3) 参加医療機関・薬局がこれまで以上に増えるよう、医療機関・薬局システム改修補助金の上限額を見直すよう国に働きかけること。新規

2 地方消費者行政の充実強化

地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。

3 行政のデジタル化への支援

- (1) 標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るために設けられた「デジタル基盤改革支援基金」については、地方自治体の情報システム標準化に伴い発生する費用が地方自治体の実質的な財政負担とならないよう、人件費の増加や物価高騰等の社会的要因による経費増を十分に考慮し、普通交付税措置とすることなく、同基金の使途拡充や増額を通じて、継続的かつ十分な財政支援を国に働きかけること。一部新規
- (2) 標準準拠システムと特定移行支援システムとのデータ連携の実現に要する費用や国が認めた経過措置を解消するためのシステム改修費用、移行の難易度が極めて高いシステムの移行費用についても、財政支援の対象外とすることなく、令和7年度末までに移行を完了した場合と同等の財政支援を講じるよう、国に働きかけること。
- (3) 標準化対象事務に関連する標準準拠システムの改修が必要となりうる制度改正を検討する際は、標準仕様書改定基準日までに標準仕様書の改定を行うよう、「標準仕様書の改定・運用について（基本的な考え方）」が定められているが、これに則った運用を徹底するよう、国に働きかけること。新規
- (4) 地方自治体の財政負担の軽減を図るため、ガバメントクラウド利用料の低廉化やコスト最適化に向けた具体的な取組を継続するとともに、クラウド利用料及び関連費用並びに標準準拠システムへの移行に伴い増加するシステム運用経費についても、標準化移行経費と同様に、普

通交付税措置とすることなく、地方自治体に対する十分な財政支援を継続的に講じるよう、国に働きかけること。また、県は国からの情報等を迅速かつ的確にアナウンスすること。一部新規

4 償還年限に係る地方債同意基準の改正

地方債同意基準の償還年限について、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限による借入が可能となるよう改正すること。

5 地方分権改革の推進

- (1) 指定都市が新たな大都市制度「特別市」の法制化を目指す中、県と指定都市の間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、法制化を見据えた取組として、県・指定都市間で連携して調査・研究を行っていくこと。
- (2) 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた県から指定都市への権限移譲を早期に進めること。
- (3) 神奈川県市町村移譲事務交付金の算定対象となる事務の範囲が限定的であり、移譲される権限に関する全ての事務に見合った額となっておらず、移譲を受けた市町村が不足分の財政負担を負わざるを得なくなるという課題があることが住民目線での権限移譲を進めるに当たっての支障となっていることから、移譲事務交付金額の算定方法について早期に見直しを行うこと。

- 6 地方税収確保のための収納事務コスト増大に伴う地方税法第 47 条の「徴収取扱費」の見直し
徴収取扱費となる金額は、地方税法施行令第 8 条の 3 に規定されているが、「徴収取扱費の算定の基礎となる金額」に関する直近の改正は、令和 4 年 3 月 31 日に公布された「地方税法施行令等の一部を改正する政令」（令和 4 年政令第 133 号）で、その後、改正されていない。近年、地方公共団体における税務行政は、デジタル化や多様化する納税者ニーズへの対応などにより、事務作業の複雑化とコスト増が進んでいる。徴収事務においても、滞納整理の強化や住民からの問い合わせ対応、各金融機関においての特別徴収の収納手数料の有料化が開始され、市町村の負担は増大している。地方税収の確保は、行政サービス維持のために重要であるため、市町村の事務負担に見合った経費を措置する徴収取扱費の見直しをするよう国に働きかけること。新規

7 公契約に関する法律の整備についての国への働きかけ

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、公契約に関する法律整備を国に働きかけること。新規

【3 子育て・福祉】

1 子育て環境・児童福祉施策の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とするよう国に働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の充実

ア 満3歳児クラスで認定こども園を利用する際の認定区分によって生じる保護者負担額の差を是正すること。

イ 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用定員が増加した認定こども園の施設型給付費の公定価格における基本分単価を見直すこと。

(3) 子どもの学習進学支援事業補助金の充実

塾に通い始める中学校2年生や中学校3年生の4月から活用できるようにするなど、事業の趣旨に鑑み、経済的に不安を抱える家庭が活用しやすい補助制度に改善すること。 一部新規

(4) 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

(5) 保育所等施設への補助の充実

ア 「保育所等紙おむつ処分事業費補助金」を神奈川県子ども・子育て基金の有無にかかわらず、今後も継続して実施すること。

イ 保育施設において実施する延長保育事業に対する子ども・子育て支援交付金による補助について、より安定的な事業が実施できるよう、補助制度の見直し及び拡充について国に働きかけること。 新規

(6) 保育料多子軽減の拡充

満3歳未満保育認定子どもの保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、兄弟の年齢や利用施設に関わらず、すべての多子世帯に適用するよう国に働きかけること。

(7) こども家庭センターの設置等に関する連携体制の構築

市町村におけるこども家庭センターの設置に伴い、更なる子育て施策の推進をしているところである。特に、レスパイトケアや一時預かり、子育て世帯訪問事業等の強化が求められることになり、担い手不足等もある中、自治体単独では支援体制を構築していくことは難しい状況にある。情報交換はもとより、県内広域での支援体制の構築等、一定の子育て支援策が等しく担保できるよう進めること。

(8) 障害児保育の支援の充実

ア 特別支援教育を実施する私立幼稚園等の設置者に対する補助金等の支援について、居住市によるこどもへの支援の差が生じないよう、県による切れ目のない包括的支援を行うこと。

イ 障がい児等の保育環境を整えるため、認可保育所等についても、公定価格上、障がい児等

の入所人数に応じた加算措置を設けるよう国に対して働きかけること。また、加算措置が設けられるまでの間、県による補助制度を創設すること。【新規】

(9) 特別な支援が必要と考えられる子どもへの支援の充実

特定の判定は受けていないが発達上の特性から保育所・幼稚園の生活において困難を抱えており、特別な支援が必要と考えられる子どもの教育・保育には、基準以上に保育士等の配置が必要となるため、このような加配に対する補助制度を創設すること。

(10) 医療的ケア児の家族等への移動支援の充実

在宅で生活をする医療的ケア児の家族等に対し、通院や社会参加等の外出を目的とした福祉タクシーの利用等について、その料金の一部を助成すること。【新規】

2 介護保険制度の充実

(1) 介護保険制度における国庫負担の拡充

低所得者も含めた被保険者全体の介護保険料額の上昇を抑制するためにも、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。また、低所得者への軽減措置を継続し、国の責任において負担すること。

(2) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金制度の見直し

地域ごとの課題やニーズに応じた施策推進が困難であること、一律的な基準の影響で柔軟な対応が阻害されること、効果測定指標の不明確さ、及びランキングによる評価が住民に与える影響を鑑み、抜本的な制度の見直しを国に働きかけること。【新規】

(3) 介護保険制度に対する財政支援等

ア 要介護状態となっても安心して介護サービスを利用できる環境を確保していくため、特別養護老人ホームなどの老朽化する介護施設の大規模修繕等に対して、介護施設の創設等を条件としない、財政措置等の必要な支援策を講じるよう国に働きかけること。【一部新規】

イ 介護職員・介護支援専門員等の確保・定着に向けて、新たな人材の確保や離職防止、介護現場の生産性向上等に係るより実効性のある施策の展開を図るとともに、基礎自治体を実施する施策に対する必要な財政的支援を講じること。

(4) 介護職員等の確保及び処遇改善

ア 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、国による処遇改善に向けた取組が行われているところではあるが、依然として介護職員の給与は全産業平均と比べて低いという現状は変わっていないため、介護職員全体の賃金水準のより一層の底上げを行い、全産業平均との格差を是正するよう国に働きかけること。

イ 介護支援専門員の人材確保に向けた仕組みの検討や、更なる処遇改善につながる取組を推進するよう国に働きかけること。

ウ 介護人材の地域偏在が生じないよう、国が主導して介護職員の処遇改善、確保・定着及び育成に向けた取組について推進し、その格差の解消を図るよう国に働きかけること。

(5) 老人福祉施設の整備に関する補助金の拡充

民間老人福祉施設整備借入償還金補助金や老人福祉施設整備費補助金など、老人福祉施設の

整備・建て替えを促進するための既存の補助制度を拡充すること。

3 障害者福祉施策の充実

(1) 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率2分の1を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

(2) 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

(3) 短期入所事業所に対する支援の充実

強度行動障がい児者、重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な者（子ども含む。）の需要に対応できる短期入所事業所が少ないため、施設整備助成や専門的人材の育成事業、人員確保のための財政措置、緊急受入れの際の加算の設定などの支援策を講じるとともに、受け入れ困難事例に対する広域的な受け入れ調整の仕組みを構築し、適切な支援を受けられない状況を改善すること。 一部新規

(4) 訪問系サービスの施策の充実

重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準に係る仕組みの見直し、また、市町村負担軽減策に係る適用範囲を広げるための要件を緩和するよう、国に働きかけること。

(5) 障害福祉人材の確保及び定着、処遇改善

処遇改善による人材確保と専門的知識を持つ人材育成による事業所の安定運営を図るために、加算対応ではなく障害福祉サービス費本体の報酬の増額を実施するよう国へ働きかけること。

(6) 障害者支援施設の民間移譲等に対する地域への支援強化

今後県立の障害者支援施設の民間移譲や定員縮小を進めるに当たっては、現在施設に入所している方が不利益を被ることがないようにするとともに、「強度行動障害がある者の受け入れ」や「予防的支援」、「強度行動障害のアセスメント」、「入所者の地域移行」などの、県立施設として担っていた役割を継続するため、関係市町村や地域関係者と協議のうえ、必要な支援体制の整備や財政負担の拡充を図ること。 一部新規

(7) 強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備

ア 強度行動障害がある者への支援体制を拡充するため、当該支援を担う人材の確保・育成に係るビジョンを策定し、地域偏在が生じないよう計画的に養成するとともに、既存資源による機関支援を含め、専門性の高い人材による支援及び地域におけるOJTの拡充を図ること。

新規

イ 強度行動障害がある者が地域において安心した生活を送るために、障害福祉サービス等の適切な支援が受けられるよう、神奈川県と市町村等が連携して地域全体で当事者とその家族

の暮らしを支える体制の整備を促進すること。新規

(8) 給付費不正（不適切）請求等における負担金の返還

障がい福祉サービス事業所や介護事業所等において不正請求等があった際の介護給付費等返還金について、満額が返還されない場合であっても、国、県から交付される負担金は返還決定額の総額が控除されて算定され、自治体（保険者）による負担を強いられていることから、不正請求額を含む全額ではなく、実際に返還された額に応じた負担金の算定を行うこと。

- 4 地方単独医療費助成の都道府県を跨いだ現物給付化に向けた、県主導での関係機関との調整
神奈川県は医療費助成事業補助金交付要綱地方単独医療費助成事業について、都道府県を跨いだ現物給付が可能となるよう、他都道府県の医療機関・医師会・審査支払機関支部との調整を、神奈川県が中心となっていくこと。新規

5 生活困窮者対策の充実

(1) 生活保護負担金の全額国庫負担化等

ア 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援について、全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

(2) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の財源確保

ア 生活困窮者自立支援法における必須事業は全額国庫補助とすべく、財源確保及び委託と直営による差が出ないよう、常勤職員に対する補助を含めた補助となるよう、国に働きかけること。一部新規

イ 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

6 福祉施策等に係る人材不足解消に向けた地域区分の見直し

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分が令和7年度から見直されたが、地域区分についても令和6年人事院勧告に基づく見直しを早急に行うよう国に働きかけること。また、地域区分の見直しが行われるまでの間、地域間格差や官民格差を解消するための財政的な支援を講じること。

7 「パートナーシップ制度」の県域利用化

「パートナーシップ制度」が県内すべての市町村で施行されているが、相互利用ができないため、制度利用者の利便性向上のため県域利用ができるようにすること。

8 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援

避難行動要支援者の個別避難計画作成時に係る福祉専門職の報酬等の事務経費について、財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、直接充当できる補助制度を新たに創設するなど、国が責任を持って個別避難計画作成に必要な財源を確保するよう国に働きかけるとともに、国の補助制度が創設されるまでの間、現行の市町村地域防災力強化事業費補助金における個別避難計画の策定等の整備に対する補助を継続すること。

9 難聴高齢者に対する把握基準や支援基準の創設

- (1) 認知症発症の危険因子の一つである難聴について、難聴高齢者の把握方法や補聴器の使用条件など把握基準や支援基準を創設することとともに、補聴器購入費の一定の割合を国・県・市で補助する制度を創設するよう県から国に対して働きかけること。
- (2) 神奈川県において令和8年度に創設された補聴器購入助成事業について、高齢者にとって制約が多いことから、対象要件を緩和すること。新規

10 民生委員・児童委員活動に対する財政支援等

民生委員・児童委員活動に対する地方交付税の算定基礎（1人当たり年額64,000円）の更なる拡充及び民生委員児童委員の担い手を確保するため、民生委員制度自体やその業務内容（調査事務等）の見直しや、活動環境を整えるうえで必要な財政支援を拡大するよう国に働きかけること。

【４ 保健・医療】

1 公立病院の広域的医療機能や医師確保に係る支援

令和８年５月４日に名称を変更して開院した小田原市立総合医療センターは、地域医療支援病院のほか、県西二次保健医療圏において唯一、救命救急センター、地域周産期母子医療センターとしての機能を有し、足柄上病院からも機能を集約化するなど、同医療圏域において、高度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であり、小田原市以外の利用者が約４割であることから、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画に位置付け、広域的な視点から、新病院の機能維持に係る経費の支援や、医師少数区域における地域枠医師の優先的な配置などの医師確保に係る措置を講じること。【新規】

2 定期予防接種の充実

- (１) おたふくかぜワクチンの定期接種化について、国における議論を加速させ、速やかに結論を導くよう国に働きかけること。
- (２) 高齢者へのＲＳウイルスワクチンの定期接種化について、国における議論を加速させ、速やかに結論を導くよう国に働きかけること。
- (３) 男性へのＨＰＶワクチンの定期接種化について、国における議論を加速させ、速やかに結論を導くよう国に働きかけること。
- (４) 全ての定期予防接種に係る経費は国庫負担とすること。また、新たな感染症が出現した際にワクチン接種を実施する場合も、従前の接種類型にとどまらない実施主体、費用負担等の見直しを図り、必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (５) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方が予防接種の再接種を受ける場合、全額を自己負担しなければならないことから、再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けるよう国に働きかけること。【新規】

3 新型コロナワクチンによる健康被害に係る救済措置の認定手続きの迅速化及び認定状況の周知の徹底

- (１) 新型コロナワクチンによる健康被害に係る救済措置について、健康被害救済制度の趣旨及び予防接種事務への信頼性向上の観点から、神奈川県及び国における事務手続きを迅速化すること。【新規】
- (２) 予防接種健康被害救済制度について、神奈川県及び国もその責任において周知をすること。【新規】
- (３) 新型コロナ感染症の発生動向、副反応疑い報告件数、健康被害救済制度認定状況、及びそれらの関連性についてレビューを行い、全国民がワクチン接種に係るメリット、デメリットを理解したうえで、接種するか否かを選択できる環境を整備すること。【新規】

4 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (１) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担

を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。

- (2) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を維持するため、医療保険制度の抜本的な見直しを行うよう、国に働きかけること。新規

6 妊婦健康診査の公費負担について

妊婦健康診査は国の示す「望ましい基準」に基づき、血糖値や感染症に関する検査などの14回程度の健診が行われる。自由診療であることから費用にばらつきがあり、市町村の費用負担額についても明確な基準がなく地域間格差がある。希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会の実現に向けて保険診療化等により自己負担をなくすとともに、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。新規

7 不妊及び不育症治療助成制度の充実

- (1) 不育症対策等の全国一律の制度実施について、経済的負担が大きく、治療を受けられない状況を解消するため、不育症対策等の全国一律の制度を実施するよう国に働きかけること。
- (2) 不育症治療に関しては、一部の先進医療検査費用に対して助成が開始されたが、実施医療機関に限られていることや専門医が少ないことから、不育症対策に関するプロジェクトチームにおいて検討された課題について、関係団体と協力し早急に取り組を進めていくよう国に働きかけること。
- (3) 神奈川県市町村不妊治療費助成事業費補助金については、実施期間が令和6年度から令和8年度までとなっている。生殖補助医療は、令和4年度から医療保険適用となったが、先進医療と併用して治療する場合が多く、患者の経済的な負担が大きい。助成の申請件数は増加している現状があることから、令和9年度以降も円滑な助成制度の維持のために継続すること。新規

8 経済・物価の動向等に即した病院への財政支援

令和8年度診療報酬改定が行われたが、物価高騰や不安定な国際情勢が続く状況にあって、改定時の見通しから社会経済状況が大きく変動し、病院の経営に支障が生じた場合は、国において加算等の措置が確実に行われるよう国に働きかけるとともに、あわせて、それを補完する県独自の補助制度を創設し、病院に対する十分な財政支援を行うこと。新規

9 医療未収金に係る補助制度の拡充

- (1) 救急医療機関外国籍県民対策費補助金で補助対象としている民間病院における外国籍患者の医療未収金について、公立病院へ補助対象を拡充すること。新規
- (2) 無被保険者の回収困難な医療未収金について、新たな支援制度を創設すること。新規

10 地域医療構想区域の変更と病床数偏在の是正

県央医療圏の東西の病床数偏在や各医療圏の人口等の推計を踏まえ、構想区域の再編に向けて議論を行い、第9次保健医療計画の改定において、実態に則した医療圏区域と基準病床数とすること。

【5 教育・文化】

1 学校教育の充実強化

(1) 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

(2) 特別支援教育の充実強化

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、通級指導教室の県費指導教員の増員や、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制の拡充を図ること。

(3) 校外教育支援センターの支援充実

校外教育支援センターで使用する備品、消耗品について財政的支援を実施すること。また、賃貸借物件で校外教育支援センターの支援を実施する場合の賃貸借料について、財政的支援を実施すること。

(4) 部活動の地域展開に向けた取組への支援

ア 部活動の地域展開が、部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、展開に向けた取組及び展開後の継続的かつ安定的な運営への支援を十分に行うよう、国に働きかけること。

イ 部活動指導員配置促進事業費補助については、補助の縮小を避けるとともに、補助単価の拡充や補助率の見直しを含め、市が十分活用しながら地域展開を推進できるよう、支援の継続について国に働きかけること。**新規**

(5) 学校における働き方改革の加速化

ア 「市町村立学校働き方改革加速化補助金」が令和7年度から創設されたが、3年間限定かつ補助率が段階的に縮小されることとなっている。教員の働き方改革については時限的な対応で解決するものではないため、補助は恒常的に措置すべきであることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

イ 教員が心身ともに健康な状態で専門性を最大限に発揮しながら、児童・生徒一人ひとりに向き合う教育活動を展開できるよう、スクールロイヤーの配置等について、県が主導して人材の確保・調整を行うとともに、必要な財政支援を実施すること。**新規**

(6) 帰国・外国人児童生徒等の受入体制の整備

ア 入国直後の外国籍児童生徒が円滑に日本の学校生活に移行できるよう、法整備について国に働きかけること。また、公立小中学校への転入前に集中的な日本語教育や適応指導を行う「初期指導センター（プレクラス）」の設置を行うこと。**新規**

イ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費補助金について、補助金の額は対象経費の3分の2以内（国3分の1、県3分の1）とされているものの、市町村が過大な負担を強いられている実態となっていることから、適正な補助額とするよう国に働きかけること。**新規**

2 文化財の保護

(1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対

する支援策の拡充を国に働きかけること。

- (2) 指定文化財保存修理等補助金（県費補助金）については、総事業費に補助率を乗じた補助額による補助を行うよう、財源を確保し制度の見直しを行うこと。
- (3) 県指定天然記念物に指定されている希少な動植物には、近年の異常気象や増え過ぎたシカの食害などによる環境変化により生息数が激減し、生育環境の改善や保護施設の設置、飼育繁殖等の対策が必要な天然記念物もある。今後もそうした絶滅危機に直面する天然記念物が増えてくることが予想されることから、急激な状況の変化にも即応するなど、県が主体となってその保護対策に積極的に取り組むこと。 新規

3 スポーツ施策への支援

市民へスポーツが一層浸透していくよう、市町村における既存のスポーツ関連事業にも活用可能な振興策の創設をはじめ、神奈川県にゆかりのある著名なアスリートや指導者との連携をより一層しやすくする支援や、施設改修等によるスポーツ環境整備の支援についても取り組むこと。

新規

【6 環境・エネルギー】

1 廃棄物処理対策

(1) 河川・海岸の環境保全

ア 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10分の10に戻すことに加えて、補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

イ 海洋汚染への対策のため、各行政区域に河川除塵機の設置を働きかけるほか、県内一斉清掃活動を一層強化するなど、県内の沿岸市町及び河川上流都市町村を巻き込んだ広域連携を推進すること。

(2) リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池等に起因する発火事故が発生していることから、リチウムイオン電池使用機器の廃棄に当たっては、拡大生産者責任の観点から、リサイクル容易な製品製造及び適切な回収・処理に関する製造事業者への指導及び適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底するよう、引き続き、国に働きかけること。

(3) 製品プラスチックの資源化

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく製品プラスチックの再資源化の実施に当たって、容器包装プラスチックと同様に製造事業者も費用負担する仕組みとするなど、市町村の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

2 鳥獣被害対策の推進

(1) 野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少させるため、隣接都県市との連携を強化し、広域的・効果的な被害対策を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。

(2) 神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画の着実な推進を図るべく、各市町村への技術的支援のみならず、県が主体となった実態調査や県による捕獲を実施するとともに、完全排除に向けた継続的な財政措置を講じること。また、国に対しては課題解決へ向けた制度の確立や財政的な支援について、積極的に働きかけること。一部新規

(3) アライグマの防除においては、県による捕獲を実施するとともに、完全排除に向けた継続的な財政措置を講じること。また、イノシシ対策については、広域的な取組の実施及び財政支援の拡充を図ること。一部新規

(4) 野生生物の侵入を遮断し、被害を防ぐために設置している広域獣害防護柵について、ナラ枯れによる倒木やゲリラ豪雨による土砂災害等の影響を受けていることから、その機能を保持できるよう、修繕に係る財政措置を講じること。新規

【7 基地対策】

1 基地問題に対する取組の強化

- (1) 基地が所在することによる、航空機騒音や事故への不安、まちづくりの支障など、周辺地域は様々な負担を強いられていることから、県は基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による周辺対策事業予算の増額、申請事業の完全採択を含め、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。特に、民生安定施設整備事業については、対象施設に学校を加えるとともに一般助成の新規採択件数を増やすなど拡充するように、また、住宅防音工事については、令和7年12月に対象拡大した告示後住宅の区域及び令和8年3月の告示によって影響が生じる区域の住民への周知徹底を図り、国の責任において丁寧な説明を行うとともに、工事を希望する住民の不公平感が生じないよう、また、早期に工事が実施できるよう、十分な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。一部新規
- (2) 基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国に働きかけること。
- (3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び市民が市外転出したことによる市税の減収に対する補填措置をするよう国に働きかけること。
- (4) 移転措置事業等に伴い、厚木基地周辺で防衛省が管理している国有地について、区域見直しにより区域外となった場合は迅速に財務省に移管し、所在市に活用希望を照会したのち、民間に売却するなど適正な措置を講じるとともに、地元自治体等が使用している国有地については、無償使用を継続させるなど柔軟に対応するよう国へ働きかけること。新規

【8 まちづくり・産業・労働】

1 水道事業体の広域化の支援

改正水道法に基づき策定された水道広域化推進プランの推進に当たっては、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情を考慮した経営基盤強化等を図るための制度的・財政的支援の体制を整えること及び事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援すること。【三浦】

2 水道施設の耐震化加速への支援

激甚化・頻発化する自然災害への対応として、水道施設の耐震化加速は喫緊の課題であるが、県内の事業体によって基幹管路の耐震化率には差が生じており、一方で、厳しい経営環境の中、その費用を水道料金の大幅な引き上げにより対応することは、市民にとって大きな負担となるとともに、国庫補助金の活用も資本単価等の採択要件により難しく、他の支援制度も確認できないため、その財源確保が困難な状況にある。また、災害発生時においては、県内他市町村の住民を含む給水契約者以外による水道水の利用も想定されるため、水道施設の耐震化は、事業体の規模により左右されない防災対策の一つとして、国や県が政策的に推進すべき取組であることから、県水受水費用の基本料金算定における責任水量と実際の分水量の間の乖離相当額が経営を圧迫している状況を踏まえ、国への財政支援の拡充に向けた働きかけに加え、県単独の新たな支援制度の創設などの財政支援策について、早急に検討すること。【一部新規】【秦野、三浦】

3 浸水対策整備事業の支援

浸水対策事業は多額の事業費を要することから、財源の確保が課題である。特に、県道等の主要幹線で実施する浸水対策は、通行障害の防止の観点から事業を実施する市町村にとどまらず、他の市町村にも効果が及ぶ。ついては、財源確保及び早期の効果発現に向け、国庫補助金に加え、県費補助を創設し支援すること。【新規】【横須賀、平塚、逗子】

4 土砂災害特別警戒区域の対策

- (1) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在する家屋等が明らかになっているので、これまで以上に急傾斜地崩壊対策事業費と砂防事業費の拡大を図り、ハード対策の一層の推進を図ること。【小田原、逗子、鎌倉】
- (2) 土砂災害特別警戒区域等からの移転について、移転元地の土地利用に厳しい制限のある土砂災害特別警戒区域などの区域については、移転元地の維持管理について、所有者の負担を軽減する制度を創設すること。また、居住誘導促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業における、移転先の住宅の建設、購入等に要する資金の借入金利子相当額の費用の交付について、事業の実効性を高めるため、当該住宅の建設、購入等に係る経費に対する直接補助制度へ拡充すること。【厚木】

5 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原、相模原】

6 広域的な緑地保全の推進

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務、歴史的風土特別保存地区の指定拡大や市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与、並びにこれらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度の創設など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った県としての対応を図ること。【鎌倉】

7 横断歩道等の路面標示の補修

道路の安全な維持確保に向け路面規制標示の速やかな補修とエスコートゾーンの設置を進めること。【鎌倉、茅ヶ崎】

8 生活交通の確保に向けた支援

(1) 今後、路線バス等の運転士不足の影響により県民の生活を支えるバス路線の減便・廃止が一層進行していくことが懸念されており、乗合タクシーなど小型車への転換により地域交通を確保しているところであるが、県内事業者における人材確保・定着のため、乗合バス事業者のみならず、乗合タクシーを運行する交通事業者の運転士の待遇改善に向けた、更なる支援金制度の拡充等を主体的に推進し、地域交通を支える担い手の確保に向けた効果的な対策を講じること。【一部新規】【相模原、茅ヶ崎】

(2) 自動運転の社会実装を目指すに当たっては、実証段階におけるイニシャルコストが高額であることに加え、社会実装後においても、保守・点検、システム更新、遠隔監視等に要するランニングコストが大きな負担であることが障壁となっている。このため、路線バス自動運転の実装に向けた自治体の取組に関する支援として、国の補助に加え、自動運転化に伴う経費の補助を行うとともに、普及拡大に向けた効果的な施策を講じること。また、現在県が取り組んでいる、県内で自動運転化に向けた検証を行っている自治体の意見のとりまとめと国の関係機関との意見交換を行う会議体の事務局機能、及び県内路線バスの自動運転化を効率的に進められるよう事務的支援を引き続き行うこと。【一部新規】【相模原、平塚】

(3) 地域公共交通の確保・維持・改善に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。【新規】【三浦】

(4) 公共交通事業者による経営の安定化や計画的な設備投資を着実に進め、地域住民の安全・安心で快適な移動手段の確保及び地域全体の活性化につなげるため、公共交通事業者への財政支援制度を拡充すること。【新規】【秦野、茅ヶ崎、厚木】

(5) 地域公共交通の維持確保のため、自治体が行う公共交通維持確保策や交通事業者に対する補

助要件の見直し・緩和、交通事業者の人員不足解消に向けた支援など、地域公共交通における支援策の拡充を図るよう国に働きかけること。【南足柄、茅ヶ崎、逗子、厚木】

9 農地中間管理事業の推進

神奈川県が推進する農地中間管理事業について、農地中間管理機構が継続的に事業実施をできる体制を構築するとともに、事業の推進が困難である場合には、市町村ではなく、県が対応すること。

また、農地中間管理事業の推進に当たり市区町村の参画が必要であれば、市町村の体制整備が円滑に行われ、かつ市町村に新たな負担とならないよう法律や人員、財政措置等の明確な根拠を提示し、神奈川県農政事務協議会を通じ共通認識を確立し推進すること。【平塚、藤沢、茅ヶ崎、三浦、伊勢原】

10 商店街街路灯の維持管理及び撤去事業における支援

商店街の持続的な運営と地域の安全・安心な環境の確保を図るため、商店街が維持管理する街路灯の修繕費及び老朽化に伴う撤去費用に対する支援について、補助制度の創設を国に働きかけるとともに、県独自の補助制度を創設すること。**新規**【藤沢、相模原、平塚、茅ヶ崎、逗子、秦野】

11 シルバー人材センターの安定運営への支援

高年齢者就業機会確保事業費等補助金等に係る所要額の継続的な確保や新たな独自事業への立ち上げ支援等、シルバー人材センターの安定的な事業運営に必要な措置を講じるよう国に働きかけること。【秦野、茅ヶ崎】

12 火葬場整備事業費補助制度の創設

「墓地、埋葬等に関する法律」に、地方公共団体の火葬場の施設及び設備の改修や更新に係る国の財政的支援を定めたうえで、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設するよう国に働きかけること。また、県においても、恒久的な補助制度を創設すること。【大和、座間、平塚、藤沢、厚木、海老名、綾瀬】

地 域 要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【1 まちづくり・産業】

1 都市環境整備の推進

- (1) かながわ都市マスタープランにおいて、村岡・深沢地区を都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点としており、その実現に向けて、東日本旅客鉄道株式会社との調整や藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区の一体的なまちづくりの推進、土地区画整理事業の円滑な履行について、藤沢市及び鎌倉市の負担軽減を図るための検討や体制づくりに加え、事業区域周辺の交通環境改善のための道路整備にも主導的に取り組むこと。

また、藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区のＪＲ東海道本線新駅設置を伴う一体的なまちづくりは、国の重点配分方針にも合致する土地区画整理事業であることから、新駅設置等を含む交通結節点整備及び周辺環境の整備への財政的支援を行うこと。【鎌倉、藤沢】

- (2) 深沢地区において「ウェルネス」のまちづくりの実現を図るため、土地区画整理事業により生み出される貴重なフィールドを県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策の課題解決に有効活用することについて、市及び市が従前よりまちづくりに向けて連携を図っている周辺企業群と協働で検討するとともに、深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。

また、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。【鎌倉】

2 国道等の早期事業化、整備

- (1) 国道 134 号について、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて電線地中化を推進すること。【三浦、鎌倉】
- (2) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）について、段階的な事業化も考慮の上、全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。また、アクセス道路について、早期実現に向け引き続き検討すること。【秦野、厚木、伊勢原】
- (3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始及び海老名南 J C T 以東の本線延伸を国に働きかけること。【伊勢原、海老名】
- (4) 国道 467 号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。【大和】
- (5) 伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）の早期事業化を国に働きかけること。【小田原】

3 県道等の早期事業化、整備

- (1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道 26 号（横須賀三崎）までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。【横須賀、逗子】
- (2) 県道 205 号（金沢逗子）の歩道拡幅について、早期に事業化すること。【逗子】
- (3) 県道 24 号（横須賀逗子線）の渋滞の原因となっている交差点の改良など、当該道路の拡幅

を早期に実施すること。【逗子】

- (4) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期整備、並びに三浦縦貫道路Ⅰ期区間の通行料金の引き下げ及びネットワーク型E T Cの利便性の向上を実施すること。【三浦】
- (5) 県道 215 号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。【三浦】
- (6) 県道 304 号（腰越大船）山崎跨線橋南交差点内の対面構造の是正及び山崎跨線橋への右折レーンの延長並びに歩行者環境の改善を早期に実施すること。【鎌倉】
- (7) 県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。【鎌倉】
- (8) 第1次緊急輸送道路となっている国道 134 号及び県道 21 号（横浜鎌倉）の無電柱化を早期に実施すること。特に、無電柱化実施済みである若宮大路から先、県道 21 号の八幡宮前から北鎌倉駅前までの無電柱化延長を優先すること。【鎌倉】
- (9) 神奈川県無電柱化推進計画の実施計画箇所にある県道 304 号（腰越大船）について、無電柱化計画区間を第2次緊急輸送道路である県道 32 号（藤沢鎌倉）の手広交差点まで延長し、早期の無電柱化を実施すること。【鎌倉】
- (10) 県道 32 号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺について、歩道上まで沿道の商店が商品等を陳列していることで、歩行者が車道を通行することを余儀なくされている状況が散見されるため、歩行空間の改善啓発について、県と市が連携して取り組むこと。また、同路線の沿線に所在する神奈川県道路公社が管理する大仏前駐車場の一部を活用し、観光バスの乗降に使える一時停車スペースの整備をするなど、観光客などの歩行者と車両の動線を整理すること。【鎌倉】
- (11) 県道 32 号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺は、歩行者の乱横断等の危険な状態があるため、交通管理者として適切な対策（横断歩道への信号機の設置や、交通誘導員の設置等）を講じること。
【鎌倉】
- (12) 広域的な都市間の交流・連携や地域との活力の創造につながる圏央道を構成する横浜湘南道路及び、横浜環状南線の早期の完成と、周辺地域の交通渋滞を緩和するための交通案内などのソフト対策の実施を国等に働きかけること。【藤沢、鎌倉】
- (13) 都市計画道路の藤沢厚木線辻堂工区と横浜藤沢線川名工区、県道 410 号（湘南台大神伊勢原）、県道 308 号（辻堂停車場辻堂）の着実な整備推進を図ること。【藤沢】
- (14) 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。【茅ヶ崎】
- (15) 県道 43 号（藤沢厚木）の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。また、中町交差点について、右折レーンを設置し、元町交差点までの区間の歩道を拡幅すること。【厚木】
- (16) 県道 42 号（藤沢座間厚木）について、第Ⅱ期整備区間の西側となる第Ⅲ期整備区間の整備推進を図ること。また、関口中央交差点の右折レーンの2車線化など混雑解消に向けた取組を

進めること。【厚木】

- (17) 県道 603 号（上粕屋厚木）の水引交差点について、左折レーンを新設すること。【厚木】
- (18) 県道 64 号（伊勢原津久井）の厚木市と伊勢原市との行政境から厚木消防署玉川分署付近までの区間については、交差点の渋滞解消を図るとともに、歩道拡幅などを行うこと。【厚木】
- (19) 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手を行うこと。また、光が丘歩道橋交差点の改良に早期着手すること。【大和】
- (20) 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の事業認可区間の早期完成を行うこと。また、旧県道から桜ヶ丘 1 号踏切間の交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化を行うこと。【大和】
- (21) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道 50 号（座間大和）から都市計画道路「国道 246 号大和厚木バイパス線」までの未着手区間について、早期に事業化すること。【大和】
- (22) 次期「かながわのみちづくり計画」では、都市計画道路「広野大塚線」、「相模原二ツ塚線」及び「水窪座間線」を事業化検討箇所へ位置付けること。【一部新規】【座間】
- (23) 「かながわのみちづくり計画」で道路活用計画に位置付けられた県道 50 号（座間大和）及び県道 51 号（町田厚木）について、早期に整備を実施すること。【新規】【座間】
- (24) 県道 22 号（横浜伊勢原）について、都市計画決定区間の整備促進及び東河内交差点以西の計画を具体化し、早期に整備を推進するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (25) 県道 407 号（杉久保座間）は、通学路として位置づけられるなど生活道路の面もあるため、国分地区・杉久保地区の幅員狭小区間や交差点などの危険箇所については、早期に拡幅整備を図ること。【海老名】
- (26) 県道 40 号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道整備による安全対策を早期に実施するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (27) 都市計画道路「下今泉門沢橋線」については、令和 8 年度改正のかながわの道づくり計画において、上郷立体事業以北が事業化検討箇所となったことから、上郷立体事業に引き続き早期の事業着手を行うこと。【海老名】
- (28) 都市計画道路「河原口中新田線」については、前年度回答にあった「海老名市が主体となって課題整理を行う」との見解に対して、当該道路は県道であり事業の主体は県であると認識していることから、事業着手に向け積極的に取り組むこと。【海老名】
- (29) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道 40 号（横浜厚木）以北区間を県道 42 号（藤沢座間厚木）として早期に整備すること。【綾瀬】
- (30) 県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）について、4 車線化に向けた整備を行うこと。【綾瀬】
- (31) 都市計画道路「穴部国府津線」、「小田原中井線」の整備推進及び都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化を図ること。【小田原】
- (32) 「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けられた県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間の早期完成に向けて優先的に整備を推進するとともに、県道 74 号

(小田原山北)までの未整備区間について、将来的な整備に向けた技術的な助言などの支援をすること。【南足柄】

4 橋梁の整備

「かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所である(仮称)相模新橋(都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部)について、本線車道の供用に向けて早期に整備すること。【海老名】

5 交通円滑化と利便性向上

(1) 逗葉新道全線を無料化すること。【逗子】

(2) 逗子市域を経路とするバスの公共車両優先システム(P T P S)導入を推進すること。【新規
逗子】

6 ロードプライシングの推進

鎌倉地域の主要な幹線道路(県道など)では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである(仮称)鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、E T Cの装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。【鎌倉】

7 河川の整備

(1) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定のほか、令和3年11月から施行されている特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律や新たな流域治水対策への取組により、市民や事業者、流域自治体に対する今後更なる雨水の流出抑制対策などの負担が求められる状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても、内水被害の軽減も含め総合的な安全対策に万全を期すこと。【一部新規
相模原、大和、茅ヶ崎、綾瀬】

(2) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進をすること。【海老名】

(3) 目久尻川について集中豪雨に対応した、新たな河川改修をすること。【海老名】

(4) 市内の二級河川(中村川、森戸川、酒匂川、狩川、仙了川、要定川、山王川、早川)については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図り、このうち山王川、森戸川の河川改修事業を推進させること。【小田原】

8 海岸等の保全

(1) 県管理地である柳島海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果や漁港西側の海底堆砂対策を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて機能をはたしていない竹簀柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロー

ドの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。特に、近年緊急度が高い菱沼海岸での養浜事業拡大も含めて見直された計画に基づく養浜の実施、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。また、市民の関心も高く問い合わせ等も非常に多いことから、市民や市への詳細な情報提供をすること。【茅ヶ崎】

- (2) 小田原海岸の国府津、前川地区の更なる養浜強化、及び同海岸の前川地区の海岸護岸の嵩上げの整備推進に要する十分な予算確保を図ること。また、前川地区の進捗状況を踏まえ、小八幡地区の越波対策を滞りなく進めること。東町の漁港海岸については、越波対策の早期検討及び事業化を推進すること。【小田原】

9 漁港等の整備

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供を目指し、水揚げから加工・流通まで一貫した高度衛生管理に関する取組を推進するため、利用範囲が全国的な特定第三種漁港である三崎漁港における高度衛生管理に対応した賃貸式加工団地の整備に対する財政支援策の拡充等について、国へ働きかけるとともに県の上乗せ補助をすること。【三浦】
- (2) 「海業モデル創出事業」について、地元漁業者がこれを活用し海業を創出し軌道に乗るには複数年要することから、継続的な支援となる予算制度とすること。【三浦、藤沢】
- (3) 海業を推進するため、漁港の柔軟な活用を促進するための占用許可等の柔軟な運用、既存の漁業利用との調整、漁港利用の集約や整序、海業の普及・推進のための暫定的な漁港改変等に必要な財政支援策を拡充することを国へ働きかけるとともに県も支援を実施すること。【三浦、藤沢、逗子】
- (4) 小田原漁港機能保全計画に基づく老朽化対策等に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図るとともに、公設水産地方卸売市場の再整備の検討に係る協議調整等について、必要な指導、助言のほか、再整備に係る事業費が資材等物価高により高騰することで、漁業者の負担する市場使用料等に与える影響が大きいため、国からの補助に嵩上げする形での財政支援をすること。【小田原】
- (5) 漁業の安定的な継続を図るため、鎌倉地域における漁業支援施設整備の一日も早い実現に向けて、工事の進捗にあわせ確実に予算を確保するとともに、国からの補助金を確保できるよう国へ働きかけること。【鎌倉】

10 鉄道施設の整備促進

隣接する村岡・深沢地区土地区画整理事業の進展等による乗降客数の増加に対応するため、湘南深沢駅ではバリアフリー化を進めるとともに、安全性の向上が必須であり、これに係る改修工事について、国の鉄道駅総合改善事業費補助制度を活用するなどした県による財政的支援を行うこと。【鎌倉】